

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社 佐藤工務店  
代表者及び住所 愛知県弥富市鰐浦町西前新田21番地  
代表取締役 佐藤 誠
2. 指名停止措置期間 : 令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、株式会社佐藤工務店代表取締役が公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社佐藤工務店の代表取締役が、公契約関係競売等妨害罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)  
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 古原 悟 (内線 2512)